



発行日	令和2年7月6日
発行元	環境建設部環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	kankyo-seisaku@city.shobara.lg.jp

お盆（8/7～8/14）のごみ収集・持込について

■ごみの収集 ※ ○…収集日

・収集するごみの種類については、各地域のごみカレンダーをご確認ください。

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
○	休	休	○	○	○	○	○	休	休

■ごみの持込 ※ ○…施設開放日

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
○	休	○	休	○	○	○	○	休	休

地域	施設名称	持ち込めるごみ	持ち込める日時
東城地域を除く	備北クリーンセンター 〒727-0016 庄原市一木町 266-2 ☎ (0824) 72-2044	燃えるごみ	■時間：9時～16時 ※12時～13時の持ち込みはできません
	リサイクルプラザ 〒727-0003 庄原市是松町 20-25 ☎ (0824) 72-1398	燃えるごみ以外	■時間：9時～15時 ※12時～13時の持ち込みはできません
東城地域	東城クリーンセンター 〒729-5122 庄原市東城町久代 6671-2 ☎ (08477) 2-0214	燃えるごみ 燃えるごみ以外	■時間：9時～16時 ※12時～13時の持ち込みはできません



「燃えるごみ、粗大ごみ、紙類」以外を持ち込まれる場合は、必ず庄原市指定のごみ袋に入れてください。

詳しいごみの分別については「ごみの分け方ガイド」および「家庭ごみの正しい出し方」をご参照ください。

■処理手数料

	指定袋使用	指定袋なし
家庭ごみ	無料	60円/10kg
事業ごみ	80円/10kg	140円/10kg

し尿の収集について

お盆前は収集希望日が重なり混み合います。早めにお申し込みください。

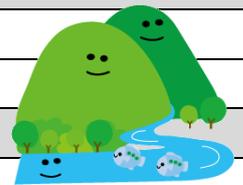
お申し込みは収集業者へ直接依頼してください。

生活排水対策をしましょう

～あなたも当事者。生活排水が河川や湖沼、海の水を汚しています～

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。1人が1日に使う水の量は約250ℓにのぼります。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水といいます。この生活排水は、雲となり、雨となり、再びあなたのもとへやってきます。そのときのために、使った水を少しでもきれいに流してみましょ

台所では
・米のとぎ汁は養分を含んでいるので、肥料として植木の水やりに活用しましょう。
・食器を洗う前には油汚れなどは拭き取りましょう。
・残った油は継ぎ足して使ったり、炒め物に使うなど、できるだけ捨てない努力をしましょう。
お風呂では
・髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張って、取り除きましょう。
・シャンプー、リンスを使いすぎないようにしましょう。
洗濯では
・くず取りネットを取り付けて、細かいごみを取りましょう。
・洗剤は計量スプーンで計り、適量を守りましょう。



野外焼却について

市内で、ごみの焼却が原因で火災になる事例が多く発生しています。自宅近くの空地などでごみを燃やすと、「洗濯物に臭いがついて困る」「悪臭により気分が悪くなった」「煙が部屋に入るので窓を開けられない」「近所で草木を燃やして煙たい」など近隣住民とのトラブルや、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させる原因になります。

野外焼却は法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）で禁止されています。

違反すると、個人の場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられます。（懲役と罰金が併科されることもあります。）

野外焼却は火災の原因にもなり非常に危険です。庄原市内においても、ごみの焼却が原因で火災が発生した例があります。野外や基準を満たしていない焼却炉でのごみの焼却は絶対に行わないでください。

※農作業などで出た草や、とんど等の地域行事で焼却することは禁止の例外とされていますが、むやみに燃やしてよいということではありません。近隣の方の迷惑にならないように、風向きや時間帯、焼却量を考慮して行ってください。



違法な焼却はやめ、みんなで快適な生活環境の維持に努めましょう！

環境標語（令和元年度環境と健康のポスター・標語コンクール）

ほたるすむ しぜんをまもる わたしたち

比和小学校 2年 まつしま 松島 あやか 綾花

